

派遣先の事業所の皆様へ

～派遣契約の安易な中途解除をしないでください～

- 最近、労働者派遣契約の中途解除等を行う事案が増加傾向にありますが、労働者派遣契約が解除されること等に伴い、派遣労働者の雇用にも多大なる影響を与えています。派遣労働者の雇用の安定を図るためにも、派遣契約の安易な中途解除は行わないようお願いします。
- また、やむを得ず派遣契約を中途解除する場合は、派遣先の講すべき措置に関する指針に基づき適切に対応することが必要です。

派遣先の講すべき措置に関する指針

1 派遣契約の解除の事前の申入れ

- 派遣先は、派遣会社の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣会社に解除の申入れを行うことが必要です。

2 派遣先における就業機会の確保

- 派遣先は、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることが必要です。

3 損害賠償等に係る適切な措置

- 派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができないときには、中途解除を行おうとする日の少なくとも30日前に派遣会社に予告することが必要です。
- 予告を行わない場合は、速やかに、派遣労働者の少なくとも30日以上賃金に相当する額について損害の賠償を行うことが必要です。派遣先が予告をした日から中途解除の日までの間の期間が30日に満たない場合には、少なくとも中途解除の日の30日前の日から予告の日までの期間の日数分以上の賃金に相当する額について行うことが必要です。
- その他派遣先は派遣会社と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることが必要です。
- 派遣先は、派遣会社から請求があったときは、中途解除を行った理由を派遣会社に対し明らかにすることが必要です。

雇用維持・再就職援助の助成制度もあります

- 雇用を維持するための「**雇用調整助成金**」や「**中小企業緊急雇用安定助成金**」は、スキルが不足している外国人労働者に対し、日本語教育や職業訓練を行い、雇用を維持しつつスキルアップを図る場合にも活用することができます。

中小企業緊急雇用安定助成金

○ 支給要件

中小企業であって

- ① 最近3か月の生産量がその直前3か月又は前年同期比で減少していること。
- ② 前期決算等の経常利益が赤字であること。
(生産量が5%以上減少している場合は不要)

○ 対象労働者

- ① 雇用保険被保険者（新規卒者を含む）
- ② 週の所定労働時間が20時間以上かつ6か月以上雇用されている被保険者以外の方

○ 助成率等

- ・休業、教育訓練、出向
手当等の **4/5**
- ・教育訓練経費
1人1日 **6,000円**

雇用調整助成金（大企業）

○ 支給要件

最近3か月の生産量がその直前3か月又は前年同期比で5%以上減少していること。

○ 対象労働者

- ① 雇用保険被保険者（新規卒者を含む）
- ② 週の所定労働時間が20時間以上かつ6か月以上雇用されている被保険者以外の方

○ 助成率等

- ・休業、教育訓練、出向
手当等の **1/2**
- ・教育訓練経費
1人1日 **1,200円**

※ 平成20年12月現在の支給要件、助成率等です。（今後変更される場合もありますので、詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。）

- 雇止めや解雇を行った派遣労働者、有期労働契約者等に対し、**離職後も引き続き住居を無償で提供する事業主**に対し**助成する制度**もあります。
- このほか「トライアル雇用奨励金」や「特定求職者雇用開発助成金」等の各種助成金や国の様々な支援メニューは、外国人労働者であっても、日本人労働者と等しく対象となりますので、積極的な活用のご検討をお願いいたします。